

# 司法書士による相談会と説明会開催のご案内

無料

## 司法書士による 「高齢者・障害者のための 成年後見相談会」

日 時 9月17日 (日)  
13:30~16:30  
場 所 岐阜市薮田南5丁目14番53号  
OKBふれあい会館 4階  
405、407、408 小会議室  
(要予約・先着順 9枠)

### 相談例：

- ◆ひとり暮らしの今後が不安。
- ◆知的障害を持つ子供の将来が心配。
- ◆遺産分割協議をしたいけど相続人の一人が認知症でできない。
- ◆年金が母のために使われていないみたい…どうしよう。 など

## 成年後見制度に関する説明会 「遺言と成年後見制度 について学ぼう」

日 時 9月17日 (日)  
13:30~15:30  
場 所 岐阜市薮田南5丁目14番53号  
OKBふれあい会館 3階  
301中会議室  
(要予約・先着順 定数80名)

### 申込：予約受付

8月28日(月)から9月11日(月)まで  
岐阜県司法書士会事務局内  
(TEL: 058-259-7118) または  
(TEL: 058-246-1568)

主 催：(公社) 成年後見センター・リーガルサポート岐阜県支部  
後 援：岐阜県司法書士会

## 相続登記の 申請義務化について

問 岐阜県地方法務局不動産登記部門  
☎ 058-245-3183

令和6年4月から、不動産の所有者が亡くなった場合には、相続人は、不動産を取得したことを知った日から3年以内に、不動産の名義変更(相続登記)の手続きをすることが法律上の義務になります。

この義務は、過去に相続した未登記の不動産にも適用され、正当な理由なく義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象になるなど、国民への影響が非常に大きい制度です。

詳しくは、法務省のHPをご覧ください。



▲法務省HP

## 全国一斉「こどもの人権相談」 強化週間の実施について

～なんでもおしゃて こころのもやもや～

問 岐阜地方法務局人権擁護課  
☎ 058-245-3181

いじめ、虐待のほか、学校生活、家庭の問題など、こどもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

日時 8月23日(水)~29日(火)  
平日 8:30~19:00  
土・日 10:00~17:00

※強化週間以外の日は、  
平日 8:30~17:15まで相談に応じています。

相談専用電話 (こどもの人権110番)  
☎ 0120-007-110

SNS (LINE) による人権相談  
アカウント名 SNS人権相談  
検索ID @snsjinkensoudan  
友達登録はこちらから→

